

課設置条例の一部を改正する意図は

〈河内委員〉

平成30年に当時の企画観光課を産業観光課と政策企画課に再編している。今回、これをまた一つにする条例改正であるが、二度再編する趣旨及び意図は。

〈村 長〉

平成30年の見直しは、熊本地震の後で南阿蘇鉄道の復旧工事や、観光関連の復旧事業等があり、業務が膨大になっていたため課を分けた。今回、熊本地震の復興事業が完了したこと、温泉施設の売却もある程度めどが立ったことで再度、課をまとめ一体的な事業展開が見込まれるので統合を提案した。

一般会計補正予算

ワイン用ぶどう関連

〈後藤委員〉

令和6年1月24日の全員協議会后に、ぶどう生産者（以下「生産者という」）の方から連絡があった。村長から議長か副議長に協議内容を聞いてほしいとのことであったが、どういう意味で生産者に連絡したのか。

〈村 長〉

令和6年1月24日の全員協議会のときに、生産者と折り合いがつかないことは説明した。ぶどう栽培再契約の時期だったので、これまでどおりの契約は無理と再三生産者に話をしたが、これまでどおりと強い希望があり、議員に聞けばわかるとの意見もあった。全員協議会のときに生産者とは再度交渉すると説明したが、その旨を伝えなければならぬので話をしたが、「議員の考えはそうではない、議員は理解している」と言われたので、議長なり副議長に聞いてみてはと言ったということ。こちらから仕向けたわけではない。

〈後藤委員〉

今の話は、生産者がうそを言っているように聞こえるが、私には議長か副議長に連絡をとるよりの電話であった。本来、そこは執行部が出向いて丁寧に説明をするべきでは。また村長と生産者との意見が違うのは納得できない。

本来、村長が就任当時から肝煎で特産品をつくりたいとの熱意で了解をして進めてきた。しかし、全体像が全然つかめない中に、昨年度から詳細が分かってきた。結論は、全て税金で賄ったものの、売上まで生産者が持っていくことは議会としては許されない。今まで、議会にも相談があって契約書なるものが作成されていれば、このような事態は絶対起こっていない。全部お膳立てしたのを一人の特定の人が売上まで持って行くのは村民も理解できないと思うが、どうしてそのような契約になったのか。

〈村 長〉

生産者との契約は、ぶどうが取れ出したら1キロ当たり1000円の契約をした。当初は2トン程度と聞いていたので、200万円ぐらいとのことであるという契約にした。しかし、令和5年度は3トンで、それは予想外で300万円を生産者に払うという契約だったが想定外であり、そこを生産者と交渉をしていた。売上をそのまま生産者に支払うというふうなつもりで契約をしたわけではない。ある程度の定額、200万円定額での契約の仕方もあったと思うが、生産者に問い合わせしたところ、取れ高に対する委託料を配慮した設定にともなったので最初は1キロ1000円で契約をした。生産者が有利になるように契約したわけではない。

〈後藤委員〉

説明も理解できない事はないが、今月いっぱい契約期間があるので契約変更、契約見直しはまだできる。せめて村に売上の半分は残すような交渉をすべきである。当初の見積りが甘かったのは事実であり、果樹は収量が2年より3年増えていくのは当然であり予想できたと思う。村民の立ち位置で村長自ら交渉をすべきである。

もう一度言うが、どうして議会を無視するのか、相談しないのか、不思議でならない。堆肥センターの件、前副村長家賃の件、議会に提案して話をすれば全然問題にならないことが、単独行動によって村の恥になっている。是非そういう姿勢はやめて頂きたい。

〈村 長〉

私から連絡はする。ただ、これまで生産者とは